

教育委員会定例会議事日程

令和6年3月8日(金) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会及び横浜市ESD推進コンソーシアム
交流報告会の報告について
- 3 審議案件
教委第56号議案 横浜市立学校事務長設置規則の全部改正について
教委第57号議案 教職員の人事について
教委第58号議案 教職員の人事について
- 4 その他

令和6年3月8日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 2/22 本会議（第4日）予算関連質疑、予算特別委員会設置・付託
予算第一特別委員会（運営方法等協議）
- 3/7 予算第一特別委員会（局別審査）

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/4 令和5年度横浜市教育委員会表彰式

(2) 報告事項

- 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会及び横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会の報告について

3 その他

「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会 ～はまっ子が横浜の未来を語る会～

1 目的

- ・参加校で学習過程や学習成果について児童生徒自身がプレゼンテーションをし合うことで、互いのよい取組を認め合ったり自校での取組を自己評価したりできるようにする。
- ・オンラインによる参加を可能とし、参加校全校が本発表会のテーマである「横浜の未来」について考える機会を設け、取組により成長した部分を自覚・共有できるようにする。
- ・市役所1階で実施することにより、プロジェクトの内容を市民や外部機関に広く発信することで、横浜らしいキャリア教育「自分づくり教育」への社会の関心を高め、来年度以降、学校や外部機関がプロジェクトに参加する意欲を高めることができるようにするとともに、市内におけるプロジェクトへの理解を深めるようにする。

- 2 日時 令和6年2月13日(火) 【午前の部】10時20分～12時10分
【午後の部】13時30分～15時20分

- 3 会場 横浜市役所1階アトリウム、各校(オンライン参加)

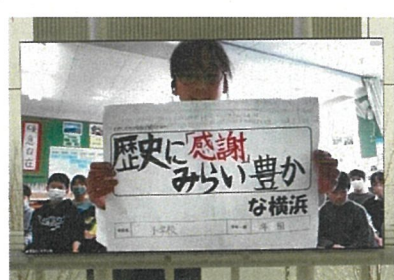
- 4 内容 第1部 発表校による活動報告 第2部 「はまっ子が横浜の未来を語る会」(意見交流会)

- ・午前・午後の2回開催
- ・午前6取組、午後6取組 計12取組の発表。約400名の会場参加。
- ・会場とオンラインをつないで、学校からも約3,600名が参加。
- ・オンライン参加の児童生徒は、第1部の活動報告では、会場で発表した学校へチャットで感想を伝えた。第2部の意見交流では、互いの意見を聞き合った。
- ・2回の開催で計4,000名近くの児童生徒が参加し、互いの成果や考えを交流する有意義な会となった。

【第1部】



【第2部】



【午前】 発表校	取組名	【午後】 発表校	取組名
東本郷小学校 3年3組	ひがほんの人たちをえがおに ～わくわくペーパーサートプロジェクト～	六浦小学校 国際教室	国際クラスブルガリア大作戦 ～バラを通してブルガリアという 国を知っていこう～
富士見台小学校 4年3組	4-3? (はてな)かいけつ団 富士見台のまちを探Q!	小机小学校 3年生	小机まちプロジェクト～パンの 商品開発を通して、まち自慢 ～
さわの里小学校 5年1組	干し野菜プロジェクト ～食品ロスを減らそう～	桜岡小学校 4年生	歯科技工士の仕事について知 り、身近な人に広めよう
西寺尾小学校 5年1組	5年1組×横浜 FC の力で神奈 川区を盛り上げようプロジェク ト ～5年1組が横浜 FC との活動を通 して味わった感動をたくさんの人に 伝え、ファン・サポーターを増やそう ～	宮谷小学校 5年1組	燃えろ! ∞長縄パフォーマンス
杉田小学校 6年3組	SDGs 万博	西寺尾小学校 6年1組	ロスフラワーで伝えるありがと う
市場小学校 6年7組	みそ活～みその世界を知って 最高の卒味噌をつくろう～	万騎が原小学校 6年1組	Sing☆MAKIGAHARA!! 「うたで輝く万騎が原プロジェクト ～中田喜直生誕100年～」



【山中市長からの激励コメント】



【第2部の様子】

参加した子どもたちの感想から

私たちも同じ食品ロスの取組をやってきたので、さらに、これからは食品ロスについて考えていきたいと思いました。干し野菜はいいアイデアですね。商品開発までしてすごいです。

ロスフラワーという言葉初めて聞きました。とても興味が湧きました。ロスフラワーを使うことでSDGsにつながると思いました！

自分たちの地域だけでなく他の地域やイベントで広めていることが素晴らしいです。前学年までの取り組みや今までの学びを生かしていることもとても素晴らしいです。

横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会

児童・生徒の部(午前)、教職員の部(午後)

1 児童・生徒の部(午前)

(1) 目的

- ・ 今年度の学習活動のまとめとして発表を行い、自分たちの活動を振り返ると共に、他校の活動や SDGs に関する多様な考え方を知る。
- ・ 意見交流を通して、実現したいことを地域・企業・NPOなどと一緒に取り組むことのよさを感じ、これからの活動や自分の行動について考えるきっかけにする。

(2) 日時・場所

令和6年1月27日(土) 9:40~12:00、日本丸メモリアルパーク

(3) 参加者とその人数

- ・ ESD 推進校の児童・生徒
(旭小学校、羽沢小学校、本牧南小学校、みなとみらい本町小学校、大門小学校、三保小学校、荏田西小学校、南希望が丘中学校、西本郷中学校、市ヶ尾中学校、東高等学校、計 11 校約 80 名)
- ・ よこはま子ども国際平和プログラムピースメッセンジャー※(3名)
- ・ 保護者(約 40 名)
- ・ 市内学校教職員(約 30 名)
- ・ ESD 関係者(大学、他自治体、ユネスコ協会、各教育研究会、民間企業、私立学校、計約 10 名)



(4) 内容

前半の「**ポスターセッション**」では、今年度の活動について発表し合うことで、自分たちの活動を振り返ると共に、他校の活動やSDGsについての多様な考え方を知ることを目的とした。ESD 推進校の多くは、学級・学年・委員会から数名が代表者として参加していた。児童生徒は、自分たちが探究してきたことや伝えたいことを、初めて会う人にも伝わるよう、模造紙やポスター、ICT 端末、実物を使って、工夫して発表していた。

後半の「**ワークショップ**」では、児童・生徒が 13 グループに分かれ、地域・企業・NPOなどの他の人と一緒に取り組むこと(連携・協働)のよさや課題について話し合った。中高生のファシリテーターの活躍もあり、どのグループも「今後の活動やこれからの自分の行動について考えるきっかけにする」という目的を達成できた。



児童生徒の振り返りより

学校で出たことのない意見がたくさんあった。

それぞれの学校ごとに SDGs に対する取組があることがわかった。自分の学校でもやってみたい取組に出会えた。

ファシリテーターを経験し、物事を多角的に捉える力が十分でないと感じました。進学先ではより視野を広げ、多角的に捉えることを意識し、取り組みたいと思うことができました。

※「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の本選で、市長賞を受賞した小学生と中学生。横浜市の代表としてニューヨークの国際連合本部へ派遣され、ピースメッセージを届ける等の活動を行う。

2 教職員の部(午後)

(1) 目的

- ・ 教育活動の目的と手段をESDの視点で見直すことで、社会における学校教育の役割を考える。
- ・ 地域・企業・NPOなどと連携・協働することによる児童生徒や教職員、関係者等の変容を共有し、その価値を認識することで、「社会に開かれた教育課程」について理解を深める。
- ・ 参会者同士の意見交流を通して、各学校のESDの充実につなげる。

(2) 日時・場所

令和6年1月27日(土) 13:30~16:45、日本丸メモリアルパーク



(3) 参加者とその人数

市内学校教職員 市外学校教職員 ESD関係者 企業等関係者(約60名)

(4) 内容 ~グループ協議を織り交ぜながらの3部構成~

講演

「“わたし”と“わたしたち”のウェルビーイング実現にむけた学校教育の可能性」をテーマに、東洋大学教授・本市ESD推進コンソーシアム委員である米原教授にご講演いただいた。事後アンケートの「ウェルビーイングと学校教育のつながりを考える機会となりましたか。」という質問項目では、肯定的な回答が97.8%であった。

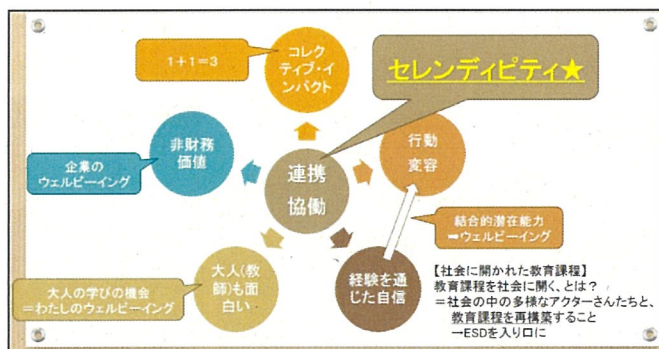


連携・協働の実践報告

「地域や社会の課題解決に向けて、学校と企業が連携・協働する意義」をテーマに、南希望が丘中学校の高倉教諭と株式会社 kitafuku の松坂代表取締役、東高等学校の市川主幹教諭と株式会社 StockBase の関代表取締役に登壇を依頼した。これらの学校と企業は、連携・協働のきっかけ作りを目的とした「ステークホルダー交流会」(7月31日実施)で出会っており、連携・協働のそれぞれの具体やメリット、連携・協働したことによる変容や今後の展望について座談会形式で実践報告が行われた。事後アンケートの「学校と地域・企業・NPOなどが連携・協働する価値を認識することにつながりましたか。」という質問項目では、肯定的な回答が97.8%であった。

振り返り・まとめ

「学校教育を通して“わたし”と“わたしたち”のウェルビーイングを実現するために大事なこと」をテーマにグループで振り返り、最後に、米原教授に本交流報告会についてご講評いただいた。事後アンケートの「ご自身の所属先のよりよい社会(持続可能な社会)の創り手育成の充実につなげることができそうですか。」という質問項目では、肯定的な回答が95.7%であった。



講評スライド (米原教授)

参会者の振り返りより

新たな繋がりをつくることの大切さと、それを得る一歩を踏み出す勇気の大切さを知りました。

「学校教育を通してウェルビーイングを実現するために、一番大事な視点はなんだと思いますか。」の上位回答
1位「自分にとって大切な価値を見つけ、実現したい生き方を問い続けること」26.1%
2位「多様な他者と対話し続けること」13.0%
3位「社会における学校教育の役割を問い続けること」10.9%

教委第 56 号議案

横浜市立学校事務長設置規則の全部改正について

横浜市立学校事務職員等に関する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

定年延長により、新たな職として事務長補佐が設置されることと、「学校職員の任用の特例に関する規則」（平成 28 年 12 月横浜市人事委員会規則第 22 号）が令和 6 年 4 月 1 日付けで廃止され、学校事務職員に関する文言が削除されることに伴い、横浜市立学校事務長設置規則の全部を改正したいので提案する。

横浜市立学校事務職員等に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校事務職員等に関する規則

横浜市立学校事務長設置規則（平成28年11月横浜市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（学校事務職員の定義）

第1条 学校事務職員とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第1項（同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する事務職員をいう。

（学校事務職員及び事務職員の設置）

第2条 横浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校（教育長が指定するものに限る。以下「小中学校等」という。）並びに特別支援学校に学校事務職員を置き、高等学校には、学校教育法第60条第1項に規定する事務職員を置く。

（学校事務職員及び事務職員の職務）

第3条 学校事務職員及び事務職員は、それぞれ所属する学校の校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校並びに高等学校の事務をつかさどる。

（事務長の定義）

第4条 事務長とは、学校事務職員及び事務職員のうちから横浜市教育委員会が任命する職員をいう。

（事務長の設置）

第5条 小中学校等及び特別支援学校並びに高等学校に事務長を置く。

（事務長の職務）

第6条 小中学校等及び特別支援学校の事務長は、校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理し、学校事務職員を指揮監督するとともに、高等学校以外の学校における学校事務全般に係る支援等を行う。

2 高等学校の事務長は、所属する学校の校長の命を受け、当該高等学校の事務を処理し、事務職員及び用務員を指揮監督する。

（事務長補佐の設置）

第7条 小中学校等及び特別支援学校に事務長補佐を置く。

2 横浜市教育委員会は、小中学校等及び特別支援学校の事務長の中で60歳に到達した者がいるときは、その者が60歳に到達した日の翌日以降の最初の4月1日に、事務長補佐に任命することができる。

(事務長補佐の職務)

第8条 小中学校等及び特別支援学校の事務長補佐は、校長の命を受け、学校事務職員として当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理するとともに、事務長を補佐して学校事務全般に係る支援を行う。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条第1項の規定に基づき横浜市立の小中学校等及び特別支援学校に置かれる事務長補佐の任命のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

横浜市立学校事務長設置規則の全部改正について

1 趣旨

定年延長により、新たな職として事務長補佐が設置されることと、「学校職員の任用の特例に関する規則」（平成28年12月横浜市人事委員会規則第22号）が令和6年4月1日付けで廃止され、学校事務職員に関する文言が削除されることに伴い、事務長補佐及び学校事務職員に関する文言を明記する必要性が出たことから、「横浜市立学校事務長設置規則」の全部改正を行います。

また、事務長のみならず、事務長補佐及び学校事務職員についても明記をすることから、規則名を「横浜市立学校事務職員等に関する規則」と改めます。

2 規則改正の主な内容

(1) 規則名について

名称を「横浜市立学校事務職員等に関する規則」に改めます。

(2) 学校事務職員について（第1条、第2条、第3条）

学校事務職員の定義、設置、職務に関する文言を追加します。

(3) 事務長補佐について（第7条、8条）

事務長補佐の設置、職務に関する文言を追加します。

3 今後のスケジュール

令和6年3月25日 市報掲載

令和6年4月1日 改正規則の施行

《参考》 事務長補佐の役割

事務長補佐は学校事務職員としての業務を遂行するとともに、事務長として培った豊富な経験を活かし、事務長や他の学校事務職員を補佐する。

[主な業務]

- ・ 所属校での学校事務
- ・ 若手の学校事務職員への助言・支援などの人材育成
- ・ 事務連携組織等において、事務長のサポート及び知識、経験の伝承

新旧対照表

横浜市立学校事務長設置規則（平成28年教育委員会規則第14号）

旧	新
<p><u>横浜市立学校事務長設置規則</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(設置等)</u></p> <p><u>第1条</u> 横浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校（教育長が指定するものに限る。以下「<u>小中学校等</u>」という。）並びに特別支援学校及び高等学校に事務長を置く。</p> <p><u>2</u> 事務長は、事務職員のうちから横浜市教育委員会が任命する。</p> <p><u>(職務)</u></p> <p><u>第2条</u> 小中学校等及び特別支援学校の事務長は、校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理し、事務職員を指揮監督するとともに、高等学校以外の学校における学校事務全般に係る支援等を行う。</p>	<p><u>横浜市立学校事務職員等に関する規則</u></p> <p><u>(学校事務職員の定義)</u></p> <p><u>第1条</u> 学校事務職員とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第1項（同法第49条、第49条の8及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する事務職員をいう。</p> <p><u>(学校事務職員及び事務職員の設置)</u></p> <p><u>第2条</u> 横浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校（教育長が指定するものに限る。以下「<u>小中学校等</u>」という。）並びに特別支援学校に学校事務職員を置き、高等学校には、学校教育法第60条第1項に規定する事務職員を置く。</p> <p><u>(学校事務職員及び事務職員の職務)</u></p> <p><u>第3条</u> 学校事務職員及び事務職員は、それぞれ所属する学校の校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校並びに高等学校の事務をつかさどる。</p> <p><u>(事務長の定義)</u></p> <p><u>第4条</u> 事務長とは、学校事務職員及び事務職員のうちから横浜市教育委員会が任命する職員をいう。</p> <p><u>(事務長の設置)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>小中学校等及び特別支援学校並びに高等学校に事務長を置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(事務長の職務)</u></p> <p><u>第6条</u> 小中学校等及び特別支援学校の事務長は、校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理し、学校事務職員を指揮監督するとともに、高等学校以外の学校における学校事務全般に係る支援等を行う。</p>

<p>2 高等学校の事務長は、校長の命を受け、当該高等学校の事務を処理し、事務職員及び用務員を指揮監督する。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(委任) 第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>2 高等学校の事務長は、<u>所属する学校の校長の命を受け、当該高等学校の事務を処理し、事務職員及び用務員を指揮監督する。</u></p> <p><u>(事務長補佐の設置)</u> 第7条 <u>小中学校等及び特別支援学校に事務長補佐を置く。</u></p> <p>2 <u>横浜市教育委員会は、小中学校等及び特別支援学校の事務長の中で60歳に到達した者がいるときは、その者が60歳に到達した日の翌日以降の最初の4月1日に、事務長補佐に任命することができる。</u></p> <p><u>(事務長補佐の職務)</u> 第8条 <u>小中学校等及び特別支援学校の事務長補佐は、校長の命を受け、学校事務職員として当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理するとともに、事務長を補佐して学校事務全般に係る支援を行う。</u></p> <p>(委任) 第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(準備行為)</u> 2 <u>第7条第1項の規定に基づき横浜市立の小中学校等及び特別支援学校に置かれる事務長補佐の任命のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。</u></p>
--	--